省令で定める事項と同じであることの確認をした場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出をする外国法人は、当該利子の支払をする者に対しては、非居住者等確認書類の提示を要しないものとし、当該利子の支払をする者は、同項の規定による確認を要しないものとする。

第四条の二第九項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項」を削る。

第五条の三第八項中「第十条の五の五第三項」を「第十条の五の四の二第三項」に改め、同条第十項第十二号中「又は」を「若しくは」に、「に関する試験研究」を「又は同法第七十七条の四に規定する特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究」に改める。

第五条の四第一項中「同号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に、「同号の」を「法第十条の二第一項第一号の」に、「、特定加盟者」を「、連鎖化事業の加盟者」に、「当該加盟者」を「当該連鎖化事業（同号に規定する特定連鎖化事業をいう。）」を「当該連鎖化事業」に改め、同条第二項中「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、「、法第十条の二第一項第二号」を「、同号」に改め、「し、同条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものと」を削り、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十条の二第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第五条の六第二項中「第十項及び第十三項」を「第九項及び第十二項」に、「第十七項」を「第十四項」に改め、同条第三項中「第十条の五第一項第一号ハ」を「第十条の五第一項第一号ロ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第十条の五第一項第二号ロ(1)」を「第十条の五第一項第二号イ」に、「同号ロ(1)」を「同号イ」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第十条の五第一項第二号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロの個人の事業所とみなした場合における適用年の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者（同条第三項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第五条の六第六項中「第十条の五第一項第二号ロ(2)」を「第十条の五第一項第二号ロ」に改め、「(同条第三項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十三項までにおいて同じ。)」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「基準雇用者数として」を削り、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十条の五第三項第十四号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、「基準雇用者数として」を削り、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第十条の五第五項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する離職者がいないかどうかが確認できる財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

第五条の六第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項を同条第十四項とする。

第五条の六の四第二項中「同条第一項第二号イ(1)」を「同条第一項第二号イ」に改め、同項第一号中「同項第二号イ(1)」を「同項第二号イ」に、「同項第二号イ(2)に規定する合計した数」を「当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数（同条第三項第九号に規定する新規雇用者総数をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した数」に改め、同項第二号中「同条第一項第二号ロ(2)」を「同条第一項第二号ロ」に、「次に」を「当該適用年の次に」に改め、同号イ中「第十条の五第一項第二号ロ(1)」を「第十条の五第一項第二号イ」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第十条の五第一項第二号ロ(2)」を「第十条の五第一項第二号ロ」に改め、同号ハを同号ロとする。

第五条の六の四を第五条の六の三の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第五条の六の四**　法第十条の五の四の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、次に掲げる要件を満たすものであることについて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　号）第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の確認を受けたものとする。

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得又は製作若しくは建設をしたものであること。

二　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして財務省令で定めるものに該当するものであること。

2　法第十条の五の四の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の四の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六の五を削る。

第五条の七第二項中「第十条の五第九項」を「第十条の五第八項」に、「第十条の五の四の二第七項」に改める。

第六条を削る。